

IX 住まい

名称	内容	対象者	費用	申込み・問合せ先等
養護老人ホーム	自立した日常生活を営むことができるように、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。	65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方	入所者の収入及び扶養義務者の所得税額等の階層に応じて費用徴収額を決定し、本人及び扶養義務者から費用を徴収します。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
軽費老人ホーム (ケアハウス)	低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。	60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方(ただし配偶者、三親等内の親族等、特別な事情により当該者と共に入居する必要があると認められる者についてはこの限りではない)	入所者の収入に応じたサービスの提供に要する費用の負担額と生活費(定額)及び居住に要する費用の合計額	入居を希望される施設へ直接お申込みください。 (60ページ参照)
経過的軽費老人ホーム (A型)	低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。	60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方(ただし配偶者、三親等内の親族等、特別な事情により当該者と共に入居する必要があると認められる者についてはこの限りではない)	サービスの提供に要する費用の入居者の収入に応じた負担額と生活費(定額)の合計額	入居を希望される施設へ直接お申込みください。 (60ページ参照)
生活支援ハウス	必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行います。また、利用者の虚弱化等に伴い介護サービス等を必要とする場合は、必要に応じ、利用手続き等を援助します。	大阪市内に住所を有する60歳以上の方で、かつ、ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方もしくは、家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方	利用者の収入の階層に応じた利用者負担額と光熱水費の実費を負担してください。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
高齢者住宅	市営住宅の一部を高齢者福祉住宅として優先募集しています。	市営住宅の申込資格のある次の方 【単身者向け住宅】 60歳以上の方 【世帯向け住宅】 60歳以上の方で、次のいずれかの親族と2名以上で同居しようとする世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の児童 ③ 身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者 ④ 60歳以上の方 ※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。	家賃 他共益費等	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照) 申込時期: 毎年5月頃募集

名称	内 容	対象者	給付限度額		申込み・ 問合せ先等
高齢者ケア付住宅	<p>高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、手すりの設置、段差の解消など、安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡などの在宅支援を行うライフサポートアドバイザー(生活援助員)が配置された住宅です。</p> <p>※R6年度以降は新規募集しておりません。</p>	<p>【単身者向け住宅】 60歳以上の方</p> <p>【世帯向け住宅】 60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯</p> <p>※単身者向け住宅・世帯向け住宅ともに自立して生活できる方</p> <p>※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。</p>	家賃とは別に利用料として家賃区分に応じ、最高月額4,900円を負担していただく場合があります。		<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995 FAX:6202-6964</p>
高齢者見守り付住宅	<p>高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、扉の開閉や家電の使用状況をセンサー反応等から自動で異常を検知することが可能な見守り機器を設置し、機器が異常を検知した場合、緊急連絡先に通報する機能を備えた住宅です。</p>	<p>【単身者向け住宅】 60歳以上の方</p> <p>【世帯向け住宅】 60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯</p> <p>※単身者向け住宅・世帯向け住宅ともに自立して生活できる方</p> <p>※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。</p>	<p>生計中心者の前年(1月～6月 申請は前々年)所得税が課税の世帯に属する場合は、家賃とは別に利用料として月額2,398円(緊急通報システム利用料含む)を負担いただきます。なお、生活保護世帯や非課税世帯の場合は無料です。</p>		<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995 FAX:6202-6964</p>
高齢者住宅改修費給付	<p>介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うとき、介護保険制度に関連するが支給対象とならない部分の住宅改修が必要な場合に、その費用を給付します。</p> <p>※ ただし、給付額は工事費(消費税を含む)を限度とし、1世帯1回限りです。</p>	<p>要支援または要介護の認定を受けた高齢者のいる世帯で、介護保険制度の「居宅介護(介護予防)住宅改修費」を申請した世帯</p>	<p>介護保険料段階</p> <p>給付額</p>	<p>第1段階 生活保護世帯又は支援給付対象世帯(※1)</p> <p>工事費用のうち30万円まで給付(自己負担なし)</p>	<p>各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)</p>
第1～4段階 市民税非課税世帯	<p>工事費用のうち30万円まで給付(1割の自己負担あり)</p>				
第5～6段階 対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯	<p>工事費用のうち5万円まで給付(1割の自己負担あり)</p>				
第7段階以上 対象となる高齢者本人が市民税課税	<p>対象外</p>				

(※1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付の対象